

鴨川市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第12号

鴨川市庁舎管理規則の一部を改正する規則

鴨川市庁舎管理規則（平成17年鴨川市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本庁舎の項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第3条第1項の表本庁舎の部上記に属しない室及び施設の項及び第15条の表本庁舎の項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。